

(指定訪問リハビリテーション)
老人保健施設りは・くにくさ
重 要 事 項 説 明 書

あと会 3Yのころ



社会福祉法人 あと会

当施設はご利用者に対して指定訪問リハビリテーションサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意ください。また、利用料金を次の通り説明します。

※当指定訪問リハビリテーションの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	1
2. ご利用の事業所	1
3. ご利用法人であわせて実施する事業	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービス利用に関する留意事項	7
7. 秘密保持と個人情報の保護	7
8. 虐待防止の措置について	8
9. 事故発生時の対応について	8
10. 要望及び苦情等の相談	9
11. 第三者評価の実施状況	9
12. その他	10

当事業所は介護保険の指定を受けています。
事業所番号 3 4 5 0 1 8 0 0 3 3

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人あと会 |
| (2) 法人所在地 | 広島市安芸区阿戸町418番地の1 |
| (3) 電話番号 | 082-856-0222 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 横山 吉宏 |
| (5) 設立年月 | 平成4年10月8日 |

2. ご利用の事業所

- | | |
|---------------|--|
| (1) 施設の種類 | 指定訪問リハビリテーション |
| (2) 施設の目的 | 社会福祉法人あと会が開設する老人保健施設りは・くにくさが行う指定訪問リハビリテーション事業は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定訪問リハビリテーションを提供することを目的とします。 |
| (3) 施設の名称 | 老人保健施設りは・くにくさ |
| (4) 施設の所在地 | 広島市安芸区阿戸町485番地の1 |
| (5) 電話番号 | 082-856-0600 |
| (6) 管理者名 | 築家 大介 |
| (7) 当事業所の運営方針 | 訪問リハビリテーションは、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を目指すことを目的とします。
地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めるものとします。 |

- (8) 開設年月日 令和1年9月1日
- (9) 通常の事業実施地域 広島市安芸区の区域とする。
- (10) 営業日 月曜日から土曜日まで及び祝祭日
(ただし1月1日から1月3日までを除く)
- (11) 受付時間 午前8時30分から午後5時30分
- (12) サービス提供時間 午前9時から午後5時

3. ご利用法人であわせて実施する事業

事業の種類		事業者指定年月日	定員
施設	介護老人福祉施設	平成12年 4月 1日	84人
	介護老人福祉施設	平成24年 4月 1日	90人
	介護老人保健施設	平成12年 4月 1日	80人
居宅	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業	平成12年 4月 1日 平成29年 4月 1日	40人
	地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業	平成28年 4月 1日 平成29年 4月 1日	18人
	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業	平成24年 4月 1日 平成29年 4月 1日	40人 (15人)
	通所リハビリ 介護予防通所リハビリ	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	40人
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成12年 1月13日 平成18年 4月 1日	16人
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成24年 4月 1日 平成24年 4月 1日	10人
	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	空床利用
	訪問看護 介護予防訪問看護	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	—
	訪問看護 介護予防訪問看護	令和 3年 7月 1日 令和 3年 7月 1日	—
	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成12年 3月31日 平成18年 4月 1日	9人

	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成14年11月 1日 平成18年 4月 1日	18人
居 宅	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	平成24年 4月 1日 平成24年 4月 1日	40人
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成12年 1月13日 平成18年 4月 1日	—
居宅介護支援事業		平成11年 9月 8日	—
居宅介護支援事業		平成24年 4月 1日	—
居宅介護支援事業		平成28年 8月 1日	—
居宅介護支援事業		令和 3年 3月 1日	—

4. 職員の配置状況

職種	常勤	非常勤	業務内容	備考
管理者	1	—	事業所の従業員の 管理及び業務の管 理を一元的に行う。	
作業療法士	—	1	指定訪問リハビリ テーションサービ スの提供にあたる。	

※勤務者は全て併設の老健と兼務者です。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービスの概要と利用料金

【サービスの概要 共通的服务】

訪問リハビリテーション費

医師の診療や介護支援専門員の立てたケアプランに基づいた訪問リハビリテーション計画により、リハビリスタッフがご自宅にて実施します。

① 廃用症候群の予防と改善

- ② 基本動作能力の維持・改善
- ③ A D L（食事・排泄・整容・更衣・入浴・屋内移動といった自宅内での日常生活活動）の維持・改善
- ④ I A D L（手段的日常生活活動：調理、掃除、洗濯）の維持・回復
- ⑤ 対人・社会交流の維持・拡大
- ⑥ 介護負担の軽減
- ⑦ 杖、歩行器、車椅子といった福祉用具の相談
- ⑧ 手すりの設置から家屋改造などの相談
- ⑨ 自宅でできるリハビリの提案
- ⑩ 家族への介護指導

等のあらゆる生活行為が安定するために必要な身体機能訓練、動作練習、環境整備、助言指導、精神心理的支援を専門的な視点で適切に行います。

【サービスの概要 加算対象サービス】

①退院時共同指導加算

病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合。

②口腔連携強化加算

事業所の従事者が口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価結果を情報提供した場合

③特別地域訪問リハビリテーション加算

別に厚生労働省が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合。

④短期集中リハビリテーション実施加算

医師または医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者に対して、その退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に実施した場合。

⑤認知症短期集中リハビリテーション実施加算

認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、退院（所）日又は訪問開始日から3月以内の期間にリハビリテーション

を集中的に行った場合

⑥リハビリテーションマネジメント加算

(1) リハビリテーションマネジメント加算（イ）

訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直し、療法士が、介護支援専門員を通じてその他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達した場合。

また、当事業所の医師が、リハビリテーション実施に当たり、療法士に対し、リハビリテーションの目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、負荷、中止する際の基準等を指示し、それらを記録に残した場合。

また、定期的にリハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を、会議の構成員と共有し、訪問リハビリテーション計画について、作成に関与した療法士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容について医師へ報告した場合。

また、療法士が介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意事項に関する情報提供を行った場合。

また、療法士が、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスに係る従業者と利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言もしくは、利用者家族に対し、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行った場合。

(2) リハビリテーションマネジメント加算（ロ）

(1)の加算の内容に加え、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。

(3) 事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合

上記の(1)(2)の加算の内容に加え、訪問リハビリテーション計画について当該事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合。

⑦事業所の医師が診療を行っていない場合の減算

事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行って

いない利用者に対してサービス提供を行った場合。

⑧移行支援加算

評価対象期間中にリハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、リハビリテーション終了者に対して、電話等により、指定通所介護等の実施状況を確認し、記録し、また、リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するにあたり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供した場合。

⑨サービス提供体制強化加算

研修等を実施しており、かつ、一定以上の勤続年数を有する者を一定割合以上雇用し、安定的なサービスの提供を確保している事業所がサービス提供した場合。

⑩介護職員等処遇改善加算

理学療法士等に対して事業所が国の定める処遇改善を適正に実施している場合

【サービス利用料金】

指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

【サービスの概要と利用料金】

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問リハビリテーションサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の金額がご契約者の負担となります。

②交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーションに要した交通費は実費とします。

③その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、ご契約者の負担となります。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求いたします。

お支払方法は原則口座振替となります。なお振替日はサービス利用の翌月26日（休日の場合は翌営業日）となります。

6. サービス利用に関する留意事項

（1）サービスの提供を行うリハビリスタッフ

サービス提供時の、担当のリハビリスタッフを決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のリハビリスタッフが交替してサービスを提供します。

①ご契約者からの交替の申し出

選任されたリハビリスタッフの交替を希望する場合には、当該リハビリスタッフが業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対してリハビリスタッフの交替を申し出ることができます。ただしご契約者からの特定のリハビリスタッフの指名はできません。

②事業者からのリハビリスタッフの交替

事業者の都合により、リハビリスタッフを交替することがあります。リハビリスタッフを交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

（2）サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問リハビリテーションサービスの実施に関する指示・命令

訪問リハビリテーションサービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問リハビリテーションサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③リハビリスタッフの禁止行為

リハビリスタッフは、ご契約者に対する訪問リハビリテーションサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ご契約者の家族等に対する訪問リハビリテーションサービスの提供
- 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、

営利活動

- 金銭の貸借などの金銭の取扱い
- リハビリスタッフに対する贈り物や飲食等のもてなし
- その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

7. 秘密保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族に関する秘密保持

- ①当施設は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ②この秘密を保持する業務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護

- ①当施設は、あらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。またご利用者の家族情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等でご利用者の家族の個人情報を用いません。
- ②当法人は、ご利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については責任を持って管理し、また処分の際にも第三者に見られることを防止します。

8. 虐待防止の措置について

(1) 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③その他虐待防止のために必要な措置

(2) 当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとします。

9. 事故発生時の対応について

サービスの提供中に事故が発生した場合、事故の内容に応じて以下のとおり速やかに対応します。

(1) 契約者に医療を必要とする事故（骨折・創傷等）が発生した場合

- ①サービスを提供した職員又は第一発見者は、速やかに応急処置を

行い医師・看護職員に報告します。

②発生状況・受傷状況を確認し、ご家族に至急連絡するとともに、必要に応じて協力医療機関等に受診します。

③事故検討委員会（法人内）にて事故原因の調査・分析を行い、契約者やご家族に誠実に説明し再発防止に努めます。

（２）契約者の財物が破損・紛失した場合

①サービスを提供した職員又は第一発見者は、発生状況を主任介護職員に報告し、主任介護職員より速やかにご家族へ連絡します。

②事故検討委員会にて事故原因の調査・分析を行い、契約者やご家族に誠実に説明し再発防止に努めます。

※上記いずれの場合にも、事故が当事業所の過失により発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。

※また、必要に応じて関係市町村へ報告し、再発防止のための助言や指導を受ける場合があります。

10．要望及び苦情等の相談

（１）当施設における要望・苦情等の受付

当施設における苦情やご相談に応じる体制は次のとおりです。

1．苦情解決責任者：管理者 築家 大介

2．苦情受付担当者：主任 金行 尉人

（併設老健施設で常勤勤務）

連絡先：082-856-0600

3．第三者委員：阿戸地区民生委員・児童委員協議会会長 松田英子
阿戸地区社会福祉協議会 理事 下河啓一

4．苦情解決の方法

① 苦情は面接や電話、書面にて随時受け付けます。事務所に
も苦情受付ボックスを設置していますので、ご利用下さい。

② 受付担当者は事業所職員・介護支援専門員等に状況を確認
します。

③ その後、苦情解決委員会（法人内）にて協議の上、苦情解
決責任者が申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

（２）行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団 体連合会	所在地	広島市中区東白島町19-49		
	電話番号	082-554-0783	FAX	082-511-9126
	受付時間	9:00～16:00		
広島市役所介護	所在地	広島市中区国泰寺町1丁目6番34号		

保険課	電話番号 082-504-2183 FAX 082-504-2136 受付時間 8:30～17:00
広島市安芸区厚生部福祉課高齢介護係	所在地 広島市安芸区船越南三丁目2番16号 電話番号 082-821-2823 FAX 082-821-2832 受付時間 9:00～16:00
広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3419 FAX 082-252-2133 受付時間 9:00～16:00

1 1. 第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	—

1 2. その他

(1) 確認

当施設ご利用にあたり毎月1回、介護保険者証等の確認をさせていただきます。

(2) サービス計画

契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の訪問リハビリテーション計画を作成するものとします。また、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、訪問リハビリテーション計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。

事業者は、訪問リハビリテーション計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、訪問リハビリテーション計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、訪問リハビリテーション計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、訪問リハビリテーション計画を変更す

るものとします。訪問リハビリテーション計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

契約締結に当たり上記重要事項説明書に従って説明を致しました。

年 月 日

（事業者）広島市安芸区阿戸町418番地の1
社会福祉法人 あと会

説明者名

印

附則

この重要事項説明書は、令和元年 9月1日から施行する。

この重要事項説明書は、令和元年10月1日から一部改正する。

この重要事項説明書は、令和3年4月1日から一部改正する。

この重要事項説明書は、令和4年8月1日から一部改正する。

この重要事項説明書は、令和6年10月1日から一部改正する。

この重要事項説明書は、令和8年6月1日から一部改正する。